

令和5年12月22日
庁 議 資 料

専決処分の報告について

このことについて、下記事案につき専決処分をしたので報告します。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 内 容 | 令和5年1月22日午後4時頃、被害者が運転する車両が、狛江市和泉本町二丁目2番3号のコンビニエンスストア駐車場に、狛江市道第22号線の車乗り入れ部を横断して進入したところ、車道部分と歩道部分の境にあるがたついていた市管理の縁石ブロックにより、車体の底部（バンパー部）が破損し、車両損傷費用と車両のレッカー費用を損害賠償するものです。 |
| 2 損害賠償額 | 22,182円 |
| 3 専決処分日 | 令和5年10月10日 |